

夕石張毒ぶどう酒事件の公正審理

再審開始を求めると要請決議

貴最高裁判所平成五年（し）第四〇号として審理されている、いわゆる名張毒ぶどう酒事件につき左記のごとく要請致します。

請求人奥西勝氏は、一審の津地方裁判所では「無罪判決」であり、検察の控訴により名古屋高等裁判所において「逆転死刑判決」を言い渡され、その法廷から名古屋拘置所に収監されました。奥西氏四十四才の時でした。

事件発生からすでに三十五年、一貫して無実を訴えつづけている奥西氏は今や七〇才となっております、今も独房から無実を訴えつづけています。

私たちは、この事件をえん罪であると確信しています。その理由は、

①死刑判決の根拠となった唯一の物的証拠である王冠上の傷痕が奥西氏の歯形と一致したとする鑑定（松倉鑑定）が顕微鏡の写真倍率を操作して一致したかのごとく見せた不正鑑定であったこと。

この不正鑑定が日本大学土生鑑定によって明確になったばかりか、奥西氏の歯形とは一致しないこと。

②殺人の凶器とも言うべき農薬のテップ剤「ニッカリンT」は、この農薬が危険であることを示すため「赤」色に着色されていたことが判明しており、当時の捜査では一貫して「無色」を前提にした自白をとり、また鑑定でも赤い色素は検出されていないこと。

③「犯人は奥西勝しかいない」ということを作り出すために、村人たちの供述を警察の指導のもとに整合させ奥西氏一人しか犯行の機会がなかったと断定していること。

などからであります。

私たちにとって死刑判決以来今日までの裁判所の各決定は、とうてい理解できるものではありません。

名古屋高等裁判所の請求審、及び異議審の各決定は、最高裁判所自らが一九七五年の「白鳥決定」及び一九七六年の「財田川決定」において示した「再審審理においても『疑わしきは被告人の利益に』という刑事裁判の鉄則が適用される」という原則、また新しい証拠は「確定前の審理状態の中へ新証拠が投入されたらたして確定判決のような事実認定に到達することが出来るだろうか」という観点から総合的に評価すべきである」という最高裁判例から大きく逸脱しています。

また「大筋において」とか、「それなりの証明力」で死刑判決が維持できるとしたり、確定判決の証拠構造を組み替えて有罪を維持するなど、各決定は予断と偏見に満ち真実に目をそむけたものとして厳しい批判を受けざるを得ないものです。

さらにこの事件では、検察官が所持する未提出証拠（関係者の供述調書等）が大量に存在することを検察官自身が認めています。事件の真実を明らかにするためにもその開示は必要不可欠です。ましてこの事件は死刑事件であり全証拠を提出してこそ公正な審理が保証されるといわなければなりません。このような証拠を開示しないままなされた名古屋高等裁判所の各決定は充分な審理を尽くしたものとはいえません。

私たちは、愛知県労働組合総連合第十五回定期大会の名において左記の点につき要請します。

要請事項

- 一、公正・厳正な審理をされ速やかに再審開始の決定を下されること。
- 一、未提出証拠について、速やかに証拠開示の命令を検察官に対しなされること。

右、決議します。

一九九六年九月八日

愛知県労働組合総連合第十五回定期大会

最高裁判所第三小法廷

裁判長 大野正男裁判官 様

＝特別決議＝

沖縄と連帯し

「日本から基地をなくせ・安保はいらない！」の
たたかいを前進させよう！

大田沖縄県知事の米軍用地「代理署名」裁判の上告にたいして、最高裁は沖縄の基地の実態を審査しないまま、国の都合に迎合し、異常な早さで、安保条約と米軍基地のためには、憲法も、民主主義も、くらしも、人権も、犠牲にして当然とする、きわめて不当な判決をだしました。

沖縄県民のぎりぎりの願いにもとづく大田知事の訴えを無視し、「安保」を強要する橋本内閣と連立与党に、私たちは怒りをもって抗議します。

沖縄県民のたたかいと「沖縄」と連帯するたたかいをこの最高裁の不当判決によって、圧殺することができないことはいふまでもありません。

今日、九月八日、沖縄県では米軍基地縮小と日米地位協定見直しを問う県民投票が実施されます。この県民投票で、最高裁判決に対する沖縄県民の審判がくだされることでしょう。私たちは、県民自らが沖縄の将来を選択するこの画期的な県民投票の圧倒的な成功を心から願っています。

橋本内閣と連立与党は、アメリカの地球規模的な戦略体制強化へ全面的に組み込まれていく大変危険な道を歩みはじめました。四月に出された「日米安保共同宣言」では、アジア・太平洋地域への安保適用範囲が拡大され、アメリカの軍事戦略の前進拠点として、アメリカの戦争のための出撃基地にされようとしています。ACSA（物品・役務相互提供協定）の締結、有事立法の検討と安保条約の実質的な大改悪によって、憲法が踏みじられようとしています。

陸上自衛隊が九月十六日から、アメリカの演習場のなかでも有数といわれるアメリカ・ワシントン州ヤキマ演習場で射撃訓練を行うために、民間の海運会社を利用して名古屋港から出ていきましたが、これは明らかに、「日米安保共同宣言」とACSA（物品役務相互提供協定）の具体的なあらわれです。

太平洋戦争の過ちを反省せず、再び、過ちを犯そうとしている橋本内閣と連立与党にたいして、全国的にまきおこっている「沖縄」闘争や東富士への演習場移転反対運動をはじめとする米軍の実弾撃撃演習場の「本土移転」反対の自治体・住民ぐるみのたたかい、世論調査で示された安保条約なくせという国民過半数をこえる世論と、たたかいはかつてなく高揚しています。

このような運動と国民世論の高まりは、国民的な共同のたたかいをさらに発展させることができる状況を示しています。

私たちは、このような状況に励まされ、「沖縄から・日本から基地をなくせ・安保条約はいらない」をめざし、沖縄県民と連帯し、さらに奮闘することを誓います。

右、決議します。

一九九六年九月八日